

議案第 7 2 号

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和光市国民健康保険条例（昭和 3 5 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(一部負担金) 第 5 条（略） <u>2 被保険者は往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法（平成 2 0 年厚生労働省告示第 5 9 号）別表第 1 第 2 章第 2 部第 1 節の往診料の項注 6 又は別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の項注 1 1 の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</u> 第 1 2 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは <u>第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</u> においてはその者に対し、1 0 0、0 0 0 円以下の過料を科する。	(一部負担金) 第 5 条（略） 第 1 2 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは <u>第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においてはその者に対し、1 0 0、0 0 0 円以下の過料を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。ただし、第 5 条に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則

の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

国民健康保険の一部負担金及び罰則に関する規定を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。